

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成三十年宮城県告示第四百九十六号(指定代理納付者の指定)の一部
改正

(税 務 課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

二

労働委員会

○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示

三

収用委員会

○県道石巻鮎川線給分浜2号事件裁決手続開始決定

三

○県道石巻鮎川線給分浜3号事件裁決手続開始決定

四

○県道山下停車場線2号事件裁決手続開始決定

四

告 示

○宮城県告示第三百五十四号

指定代理納付者の指定(平成三十年宮城県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二号の改正規定(同号中「寄附金(ふるさと宮城寄付金に限る。)」を削る部分に限る。)は、令和二年三月三十一日から施行する。

令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「自動車税」の下に「(自動車税の環境性能割を除く。)」を加え、「寄附金(ふるさと宮城寄付金に限る。)」を削る。

第三号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

○宮城県告示第三百五十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年 六月一日	全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	くがね創庫さくら館
六月二日	全 域	午前十時三十分から 午後二時まで	くがね創庫さくら館
六月九日	宮崎・小野田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	加美町小野田コミュニティセンター
六月十日	中 新 田	午前二時三十分まで	加美町中新田公民館
六月十六日	色 麻 町 全 域	午後二時から 午後二時三十分まで	色麻町役場車庫
六月十九日	唐 桑	午後二時から 午後二時三十分まで	気仙沼市唐桑総合支所
六月二十二日	本 吉	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市本吉総合体育館
六月二十四日	気仙沼市 新月・大島	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市民健康管理センター「すこやか」
六月二十六日	気仙沼市 面瀬・松岩	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市立松岩公民館
六月二十九日	気仙沼市 気仙沼・鹿折	午後一時から 午後四時三十分まで	気仙沼市魚市場
同 六月三十日	気仙沼市 魚市場周辺	午前九時から 午後二時三十分まで	気仙沼市魚市場

○宮城県告示第三百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年四月二十一日

○宮城県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十八号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

○宮城県告示第三百五十九号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐 藤 靖

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

名取市高館川上字東金剛寺十三番二の一部、十三番七の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県仙台地方ダム総合事務所

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県七ヶ浜町遠山一丁目二百二番一、二百三番、二百四番一、二百四番二、二百五番一、二百八番、二百九番、二百十番、六百三番

塩竈市桜ヶ丘二番二十七号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社白壽殿

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第1号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱してゐる宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年四月二十一日

宮城県労働委員会

宮 城 県 公 報 第 97 号

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和2年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令2. 4. 1
坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	横浜国立大学経営学部助教 授	令2. 4. 1
岡崎 貞悦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁護士	令2. 4. 1
豊田 耕史	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁護士	令2. 4. 1
佐々木 くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部教授	日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会 議長	令2. 4. 1
小出 裕一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城 県連合会会長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令2. 4. 1
佐々木 弘昭	宮城県労働委員会委員 全日本労働組合連合会宮城 支部執行委員	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令2. 4. 1
阿部 康志	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城本部 委員長		令2. 4. 1
加藤 仁	宮城県労働委員会委員 JAゼンセン宮城支部支部長	JAゼンセン山口県支部支 部長	令2. 4. 1
高橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合 書記次長		令2. 4. 1

岡崎 智政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	令2. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令2. 4. 1
伊藤 光芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所執行役 員管理本部長	令2. 4. 1
星 幸一	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協 会専務理事	東北電力株式会社相双営業 所長	令2. 4. 1
成田 努	宮城県労働委員会委員 宮城県労働委員会事務局 第一本部長	東北電力株式会社監査等委 員会審判室長	令2. 4. 1
峰谷 洋	宮城県労働委員会事務局 長		令2. 4. 1
中村 今日子	宮城県労働委員会事務局 次長兼審査調整課長		令2. 4. 1

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第13号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年4月21日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称
宮城県
- 2 事業の種類
県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県石巻市大原浜大草山

地番	地目		地積 (m ²)	実測	収用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況			

12番 2	山林	山林	2,741	2,739.29	88.04
-------	----	----	-------	----------	-------

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、(亡) 菅野三代十郎 牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字人石山13番地

法定相続人(別表1のとおり)

又は、(亡) 阿部善太郎 牡鹿郡牡鹿町大字十八成浜字十八成25番地の1

法定相続人(別表2のとおり)

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務

時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45条)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明 ただし、

(1) 土地所有者が(亡) 菅野三代十郎 法定相続人(別表1のとおり)である場合、

① 条件付所有権移転仮登記権者(亡) 阿部善太郎 法定相続人(別表2のとおり)

(条件付所有権移転仮登記 受付年月日及び受付番号 昭和52年1月6日第77号)

② 根拠当権者(亡) 伊藤かちい 牡鹿郡牡鹿町字鮎川大明19番地

法定相続人(別表3のとおり)

(根拠当権 受付年月日及び受付番号 昭和54年2月24日第381号)

又は、

(2) 土地所有者が(亡) 阿部善太郎 法定相続人(別表2のとおり)である場合、

根拠当権者(亡) 伊藤かちい 法定相続人(別表3のとおり)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年4月10日

○宮城県収用委員会告示第14号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定

した。

令和2年4月21日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市大原浜隠里

地番	地目		地積(m ²)		収用又は使用しようとする土地の面積(m ²)	
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
6番	山林	原野	616	618.90	164.35	884

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記名義人(亡) 佐々木はつ

牡鹿郡大原村大原浜字町5番地の2

法定相続人(別紙のとおり)

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務

時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45条)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年4月10日

○宮城県収用委員会告示第15号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定

した。

令和2年4月21日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

事業の種類

3 県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで）
 裁決手続の開始を決定した土地の所在：地番、地目及び地積等
 土地の所在 宮城県亘理郡山元町山寺字雁田

地 番	地 目	現 況	公 簿	実 測	収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
					収 用	使 用
139番 1	公衆用道路	公衆用道路	627	716.01	14.78	1.70
					18.84	1.28

4 土地所有者の氏名及び住所
 別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社
 上記代表者 代表取締役 末永 吉識
 ただし、登記記録上の氏名 ユーエフジェイ信用保証株式会社
 東京都文京区本郷三丁目18番14号
 ただし、登記記録上の住所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 (抵当権 受付年月日及び受付番号 平成16年11月26日第13246号)
 七十七信用保証株式会社
 上記代表者 代表取締役 石崎 敏夫
 宮城県仙台市青葉区木町通二丁目1番12号
 (抵当権 受付年月日及び受付番号 平成30年7月4日第9431号)
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 令和2年4月10日